

# 学校いじめ防止基本方針

富山市立熊野小学校

平成25年12月制定

令和8年3月改定

## 1 熊野小学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立熊野小学校は、子供の尊厳を保持する目的の下、学校や家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「熊野小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であるという認識に立ち、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを、子供が十分理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取組に当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

### (3) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

### ※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事案も勘案して判断します。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、更に長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童及びその保護者への面談等で確認）

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- ・本校においては、年間に数件のいじめが発生しています。
- ・いじめは、女子においては言葉による嫌がらせや仲間はずれ、男子においては言葉によるからかいや命令的口調が多い傾向が見られます。
- ・いじめは、教職員の見えないところで起きることが多く、友達や保護者からの訴えによって発覚することが多く見られます。また、放課後の過ごし方や習い事でのトラブルが学校生活に影響を及ぼすケースも増えているため、家庭等との連携を密に図りながら対応する必要があります。

### (2) 本校の課題

- 友達に対する自分の行為（意地悪な言葉や悪口、からかい、冷やかし、手紙を送りつける等）番が、相手に嫌な思いをさせていると感じていないことに原因があります。周囲の仲間たちのよさに気付いたり、共感したりできない何気ない言動が、周囲を巻き込み、一人の子供を傷付け、追い込んでいることに気が付きません。そこで、相手の気持ちに寄り添うことができるように、「相手の気持ちを考える力の育成」に努めます。
- 小さなすれ違いが、無視や仲間はずれになることがあります。また、意思の疎通が不十分で誤解が生じ、いじめに発展することがあります。子供たちが相手を意識し、気持ちよく会話をするができるように、「コミュニケーション能力の育成」に努めます。
- 掲示物にいたずらをする子供がいます。公共物を大切に使うことや公共物に落書きやいたずらをしないなど、「公共性の意識向上」に努めます。
- いじめの発見は、保護者や周囲の子供である場合が多いです。いじめの早期発見やいじめが発生したときの対応について、全教職員の共通理解等が必要であるため、「いじめを早期発見するための研修」に努めます。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめ防止のための取組

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体につくるとともに、「自他の大切さを認める」態度を育てるように努めます。
  - ・問題行動に対しては、「その問題が相手をどうして傷付けることになるのか」分かりやすく話したり、自分に対する周囲の人の願いを思い起こさせて諭したりするなど、心に響く指導に努めます。
  - ・学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高めることができるように努めます。
- 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動や体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、「いじめをしない、させない、許さな

い」態度の育成に努めます。

- ・一人一人の子供が、安心してそれぞれのよきを発揮できる居場所をつくります。
  - ・読書活動を通して、言葉を尊重する心を育てるとともに、言葉によって表現された崇高さ、敬けん、感動を味わう機会を多く設けます。
  - ・友達の喜びや悲しみに共感し、言葉をかけたり手助けしたりすることができる仲間づくりに努めます。
  - ・子供のよさや思い・願いを素直に出せる環境づくりに努めます。また、子供がもつ夢や願いに対し、自分の目標に向かって進もうとする前向きな気持ちをもてるように支援します。
  - ・教師と子供、子供同士が、何でも話せる温かい学級の雰囲気づくりに心がけます。
  - ・幅広く体験的に学ぶ機会を設け、様々な人のよさやすばらしさを認める態度を育てます。
  - ・いじめを人権問題と捉え、授業・行事を計画的に進め、人権意識の向上を図ります。
- いじめが起きている場面に遭遇したときに、傍観者でいることが「空気のいじめ」（何もしないこともいじめである）であることを理解し、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動を指導します。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・分かる授業づくり、全ての子供が参加・活躍できる授業づくりに努めるとともに、互いの個性や多様性を認め合える人間関係、安心して学校生活を送れるような風土づくりを進めます。
- 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進します。
- いじめの問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。

## (2) いじめの早期発見のための取組

- アンテナを高くして、子供たちを見守ります。
- ・健康観察のときには、子供たち一人一人の表情や状態をしっかりと観察します。
  - ・休み時間や放課後等、様々な場面において、子供の言動・表情・様子を細かく観察します。
  - ・「心の健康観察」や日記等の日常のやりとりを通して、子供たちの関心や心配事・悩み事等を感じ取ります。
  - ・個人面談や家庭訪問等を通して、広く情報を得るようにします。
- ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・学校の教職員全体で子供を見守る意識をもち、子供たちに関する情報を互いに伝え合います。
  - ・物がなくなったとき等は、大きな問題として捉え、迅速に対処します。
  - ・他学年の子供であっても、いじめにつながると感じたときは、直接指導するとともに担任や学年主任等に報告します。

- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
  - ・定期的に「心の相談アンケート」と「いじめ見直しチェックリスト」を行います。また、その結果を基に教育相談を行い、情報を収集します。
- 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備します。
  - ・互いを思いやる心を大切にした温かい学級経営を心がけます。
  - ・教師が子供一人一人を大切にしていると、子供自身が感じられるような言動を取りま
  - す。
  - ・道徳や学級活動の時間に、いじめについての話し合いを行い、子供がいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
  - ・子供や保護者が気持ちを素直に打ち明けられるよう、日頃から「何でも話せる」雰囲気づくりに努めます。
  - ・子供が話しかけてくる内容を一つ一つ丁寧に聞き、心のつながりを大切にします。
  - ・保健室や相談室等の窓口について、広く周知するよう努めます。

### (3) いじめが起きたときの対策

#### ① 素早い事実確認と報告・連絡・相談

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな内容であっても丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」〔表1〕で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※ 参照① 【図1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織】

参照② 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

#### ② 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・速やかにいじめの事実の有無を確認し、結果を、市教育委員会に報告します。いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・子供の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。

#### ③ いじめ解消に向けての取組

- ・いじめられた子供とその保護者へは、次のような支援を行います。
  - ア 徹底して、いじめられた子供本人やその秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
  - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
  - ウ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者や、警察官の経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
  - イ 保護者の理解を得た上で、保護者と連携して対応するよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
  - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解

させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・いじめが起きた集団の中にいる子供に対しては、いじめていなくても自分の問題として捉えさせます。その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周囲の子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続けます。

#### ④ インターネット上でのいじめに対する対処

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除させます。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応をとるようにします。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知徹底します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

#### 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ① 重大事態の意味について

- 第1号の例示 ○ 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な損害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
  - 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし、児童が一定期間連

続いて欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

- ・「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要があります。
- ・申し立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できない場合には、必要に応じてまず法第23条第2項の規定を踏まえた学校組織による調査を実施し、事実関係の確認を行います。

#### ② 重大事態の報告（法第30条第1項）

学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて、市長へ事態が発生した旨を報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。

#### ③ 重大事態の調査

市教育委員会は、学校から重大事態が報告された場合、これを市長に報告するとともにその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断します。

#### ④ 重大事態の調査組織

- ・市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。
- ・学校が調査の主体となる場合、各学校に設置されている学校組織の教職員ほか、必要に応じて、職能団体等から推薦を受けた医師や弁護士、公認心理師、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるよう努めます。
- ・事案の特性やいじめられた児童生徒又は保護者等の訴えを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び、同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が主体となって調査を実施します。
- ・市教育委員会が調査の主体となる場合、法第14条第3項の規定に基づき市教育委員会に設置される附属機関である「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」が調査組織として調査を行うことを基本とします。なお、富山市教育委員会いじめ問題対策委員会については、平時においては、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策法第28条第1項に規定する重大事態その他市教育委員会が必要と認める事項について、市教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、市教育委員会に意見を述べるものとします。
- ・市教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、富山市教育委員会いじめ問題対策委員会に臨時委員を置くこととします。

#### ⑤ 重大事態の調査の実施に当たって

- ・学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査組織の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。
- ・調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずる

ことを目的とします。

- ・調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。
- ・調査の実施は被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進める必要があります。
- ・被害児童、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して進める必要があります。
- ・加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性及び中立性を確保する必要があります。
- ・市教育委員会及び学校は、自らの対応にたとえ不都合なことがあっても、事実関係を明らかにして、対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組みます。
- ・学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について、分析を行う必要があります。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### 第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- ・市教育委員会または学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
  - ・調査の進捗状況について、被害児童及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は適時に説明や経過報告に努めます。
  - ・調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童とその保護者に確認します。
  - ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告します。また、その際に、児童又は保護者の間において憶測を生み学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。
  - ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果の内容について他の児童又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
  - ・加害児童及びその保護者に対して、被害児童、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された

事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちの醸成を図ります。

- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）等に照らして適切に判断します。
- ・学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行います。

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会の会議において議題として扱った後市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。なお、必要に応じて、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
- ・①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は、その保護者の所見をまとめた文書（所見書）の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。なお、調査主体は、調査結果に対する所見書を市長に提出することが可能であることをあらかじめ被害児童生徒とその保護者に伝えます。

【表1 校内いじめ防止対策委員会】

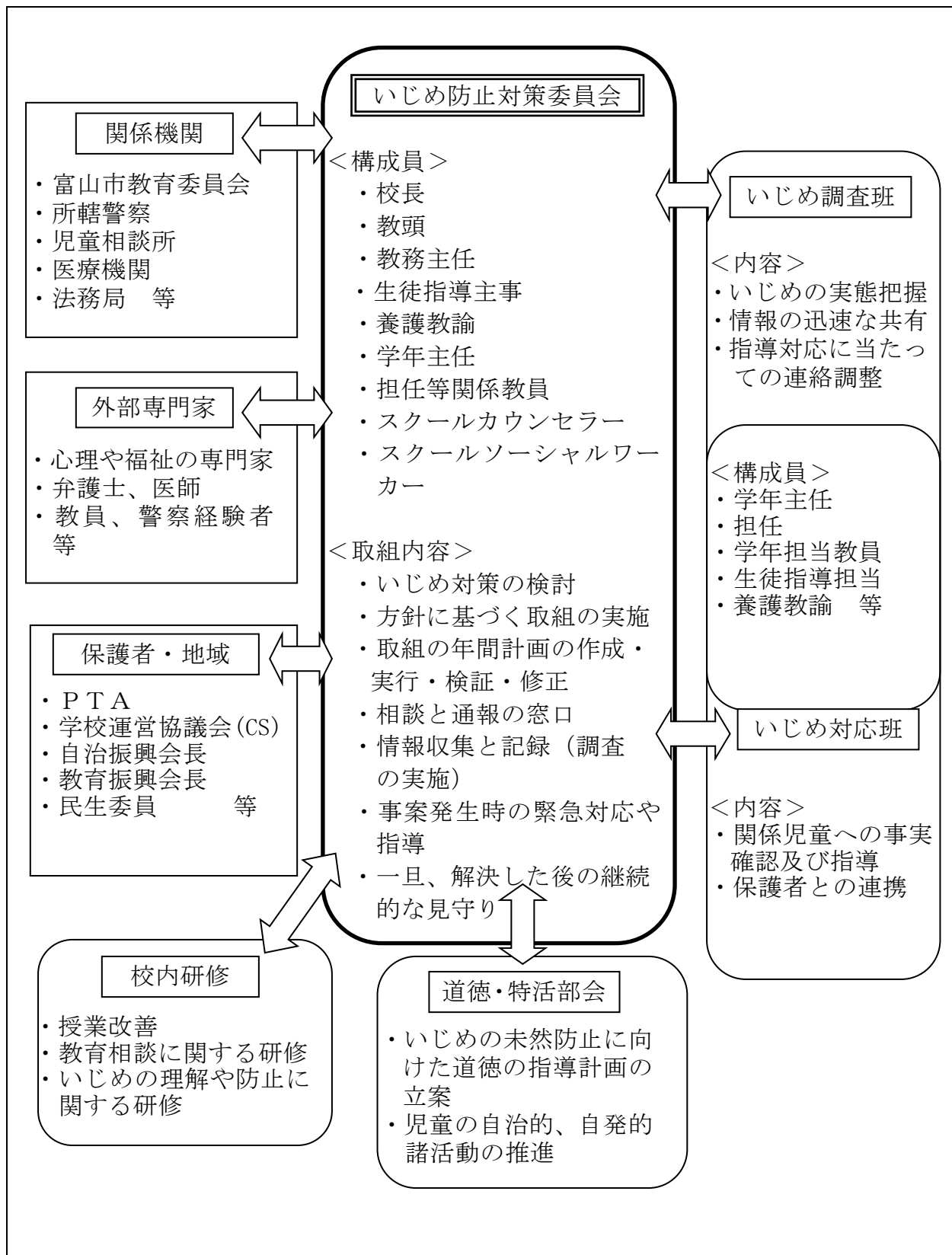
職名	分担1	分担2	備考
校長	総括		
教頭	(総括)		
教務主任	記録		
生徒指導主事	(記録)		いじめ問題担当
各学年主任	調査班	対応班	学年児童への指導と担任との連携
担任等関係教員	調査班	対応班	家庭訪問や保護者と懇談
養護教諭	調査班		

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	いじめ防止対策委員会① ・指導方針 ・1学期の指導計画 ※職員会議で共通理解	事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施			いじめ防止対策委員会② ・職員研修会 ・情報共有 ・2・3学期の指導計画の確認		
未然防止への取組	学級・学年づくり	児童会による啓発活動、なかよし班活動等の異学年交流					
	PTA総会や学年懇談会、学校便り等での保護者啓発	人間関係づくり 運動会、宿泊学習等					
	いじめ実態把握調査						
	読書活動、道徳科、生活科、総合的な学習の時間等における学び、気づき、体験						
校内研修の充実による「分かりやすい授業」づくり、学習規律の徹底							
早期発見への取組	学年懇談会		心の相談 アンケート実施①	個別懇談会①	夏季休業中の校区巡視		
			教育相談週間①	保護者 学校評価 アンケート①			
	健康観察、学習時間、休憩時等での児童観察、いじめ見直しチェックリスト						
児童との会話、連絡帳、心の健康観察、日記、作文等での情報把握							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施						いじめ防止対策委員会③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	児童会による啓発活動、なかよし班活動等の異学年交流						
	学級・学年づくり	「人権週間」の取組					
	人間関係づくり 宿泊学習、学びの発表会、スキー教室、スケート教室、雪つ子遠足等						
	読書活動、道徳科、生活科、総合的な学習の時間等における学び、気づき、体験						
校内研修の充実による「分かりやすい授業」づくり、学習規律の徹底							
早期発見への取組	心の相談 アンケート実施②		保護者 学校評価 アンケート②		心の相談 アンケート実施③		
	教育相談週間②		個別懇談会②	冬季休業中の校区巡視	教育相談週間③	学年・学級懇談会	学年末休業中の校区巡視
	健康観察、学習時間、休憩時等での児童観察、いじめ見直しチェックリスト						
児童との会話、連絡帳、心の健康観察、日記、作文等での情報把握							

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

